国海環第19号-2 令和4年5月26日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会 専務理事 澤山 健一 殿

> 国土交通省海事局海洋・環境政策課長 田村 顕洋 (公印省略)

海洋汚染等防止法検査の方法、硫黄酸化物放出低減装置の低減量確認等業務要領及び海 洋汚染等防止法検査関係事務取扱要領の一部改正について

標記について、海洋汚染等防止法検査の方法、硫黄酸化物放出低減装置の低減量確認等業務要領及び海洋汚染等防止法検査関係事務取扱要領の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

改 正 後	現行	備考
	附属書〔8〕 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書等の検査要領	HI 75
(略)	(略)	
2 手引書の要件	2 手引書の要件	
2 子列音の安性	2 子が音の姿性	
2.1 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書(スキーム A により検査される場合) (ボスドラス) (4.0.0.1)	2.1 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書(スキーム A により検査される場合) (ボスドラス) (4.8.8.1)	
合) (ガイドライン 4. 2. 2. 1)	合) (ガイドライン 4. 2. 2. 1)	
(2) 次の事項を含む運転条件	(2) 次の事項を含む運転条件	
① 排出ガス流量の最大処理能力値及び該当する場合には最小処理能力	① 排出ガス流量の最大処理能力値及び該当する場合には最小処理能力	
值	值	
② EGCS の最大排出ガス質量流量及び該当する場合には最小排出ガス質	② EGCS の最大 <u>排ガス流量容量</u> 及び該当する場合には最小 <u>排ガス流量容</u>	用語の統一、誤
量流量	<u>量</u>	字修正
③ 燃料油の最大 <u>硫黄分濃度</u>	③ 燃料油の最大 <u>硫黄含有量</u>	用語の統一
④ 硫黄酸化物放出低減装置の低減量確認等業務要領 II3. 1(1)の認証値	④ 硫黄酸化物放出低減装置の低減量確認等業務要領 II3.1(1)の認証値	
⑤ EGCS が備え付けられるべき燃料油燃焼装置の出力、型式、設定値(ボ	⑤ EGCS が備え付けられるべき燃料油燃焼装置の出力、型式、設定値(ボ	
イラーにあっては 100%負荷時の空燃比、ディーゼルエンジンにあって	イラーにあっては 100%負荷時の空燃比、ディーゼルエンジンにあって	
は2ストローク/4ストロークの別を含む。)及び型式の承認範囲	は2ストローク/4ストロークの別を含む。)及び型式の承認範囲	
⑥ 洗浄水の流量の最大値及び最小値、洗浄水の吸水口の圧力及び最小	⑥ 洗浄水の流量の最大値及び最小値、洗浄水の吸水口の圧力及び最小	
рН	рН	
⑦ EGCS の排出ガスの入口・出口の温度範囲	⑦ EGCS の排ガスの入口・出口の温度範囲	用語の統一
⑧ EGCS の入口・出口の排出ガスの最大差圧及び入口の排出ガスの最大	⑧ EGCS の入口・出口の最大差圧及び入口の最大圧力	明確化
圧力		
9 中和剤が十分に作用するために必要な塩分濃度又は清水中の成分	⑨ 中和剤が十分に作用するために必要な塩分濃度又は清水中の成分	
⑩ その他の設計・運転条件	⑩ その他の設計・運転条件	
(3)~(8) (略)	(3)~(8) (略)	
(9) 非適合状態における運転又は本附属書 2.3(9)に示される一時的な適	(9) 非適合状態における運転又は本附属書の別紙 2.3(2)⑧に示される一	誤記修正
ーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニ	時的な適合状態における運転に関する報告書を作成する手順	
(10) EGCS の初回検査に係る定期的検査又は臨時検査後3ヶ月以内及び当	(10) EGCS の初回検査に係る定期的検査又は臨時検査後3ヶ月以内及び当	

該検査以降の定期検査前3ヶ月以内に行う洗浄水の硝酸塩分析に関する サンプリング、保管、取扱い及び分析に関する基準(洗浄水を船外に排出 する EGCS に限る。) (ガイドライン 10.1.5)

- 2.2 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書(スキーム B により検査される場 合) (ガイドライン 5.6.1)
- (1) (略)
- (2) 次の事項を含む運転条件
- ① 排出ガス流量の最大処理能力値及び該当する場合には最小処理能力 俌
- ② EGCS の設計上の各運転条件に対応した燃料油の最大硫黄分濃度
- ③ EGCS が備え付けられるべき燃料油燃焼装置の出力、型式及び設定値 (ボイラーにあっては100%負荷時の空燃比、ディーゼルエンジンにあっ ては2ストローク/4ストロークの別を含te。)
- ④ 洗浄水の流量の最大値及び最小値、洗浄水の吸水口の圧力及び最小 Hq
- ⑤ EGCS の排出ガスの入口・出口の温度範囲
- ⑥ EGCS の入口・出口の排出ガスの最大差圧の範囲及び入口の排出ガス の最大圧力
- (7) 中和剤が十分に作用するために必要な塩分濃度又は清水中の成分
- (8) その他の運転条件
- (3)~(6) (略)
- (7) 非適合状態による運転又は本附属書 2.3(9)に基づく状態による運転 に関する報告書を作成する手順
- (8) EGCS の初回検査に係る定期的検査又は臨時検査後 3 ヶ月以内及び当 該検査以降の定期検査前3ヶ月以内に行う洗浄水の硝酸塩分析に関する サンプリング、保管、取扱い及び分析に関する基準(洗浄水を船外に排出 する EGCS に限る。) (ガイドライン 10.1.5)

(略)

該検査以降の定期検査前3ヶ月以内に行う洗浄水の硝酸塩分析に関する サンプリング、保管、取扱い及び分析に関する基準(洗浄水を船外に排出 する EGCS に限る。) (ガイドライン 10.1.5)

- 2.2 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書(スキーム B により検査される場 合) (ガイドライン 5.6.1)
- (1) (略)
- (2) 次の事項を含む運転条件
- ① 排出ガス流量の最大処理能力値及び該当する場合には最小処理能力 俌
- ② EGCS の設計上の各運転条件に対応した燃料油の最大硫黄分濃度
- ③ EGCS が備え付けられるべき燃料油燃焼装置の出力、型式及び設定値 (ボイラーにあっては100%負荷時の空燃比、ディーゼルエンジンにあっ ては2ストローク/4ストロークの別を含む。)
- ④ 洗浄水の流量の最大値及び最小値、洗浄水の吸水口の圧力及び最小 На
- ⑤ EGCS の排ガスの入口・出口の温度範囲

⑥ EGCS の入口・出口の最大差圧の範囲及び入口の最大圧力

- (7) 中和剤が十分に作用するために必要な塩分濃度又は清水中の成分
- (8) その他の運転条件
- (3)~(6) (略)
- (7) 非適合状態による運転又は本附属書 2.3(2)⑧に基づく状態による運 | 誤記修正 転に関する報告書を作成する手順
- (8) EGCS の初回検査に係る定期的検査又は臨時検査後3ヶ月以内及び当 該検査以降の定期検査前3ヶ月以内に行う洗浄水の硝酸塩分析に関する サンプリング、保管、取扱い及び分析に関する基準(洗浄水を船外に排出 する EGCS に限る。) (ガイドライン 10.1.5)

(略)

用語の統一

明確化

し		り力パよ以正	
改 正 後	現 行	備	考
II 低減量確認等の方法関係	II 低減量確認等の方法関係		
(略)	(略)		
3 低減量確認	3 低減量確認		
3.1 SOx 計測試験(ガイドライン 4.1.2)	3.1 SOx 計測試験(ガイドライン 4.1.2)		
硫黄酸化物の計測試験方策案は、EGCS の製作を業とする者、当該装置を	硫黄酸化物の計測試験方策案は、EGCS の製作を業とする者、当該装置を		
輸入する者等(以下「装置製作者等」という。)によって指定された最大の硫	輸入する者等(以下「装置製作者等」という。)によって指定された最大の硫		
黄分濃度の燃料油が使用され、硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書に記載	黄分濃度の燃料油が使用され、硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書に記載		
される運転条件で運転される場合において、EGCS から放出される排出ガス	される運転条件で運転される場合において、EGCS から放出される排出ガス		
中の S02/C02 比が下記(1)の認証値以下であることを実証するものであるこ	中の S02/C02 比が下記(1)の認証値以下であることを実証するものであるこ		
と。	と。		
(1) • (2) (略)	(1)・(2) (略)		
(3) EGCS の承認範囲(ガイドライン 4.1.3 及び 4.1.4)	(3) EGCS の承認範囲(ガイドライン 4.1.3 及び 4.1.4)		
・設計と <u>排出ガス</u> 流量の最大処理能力が同じ EGCS については、製作の	・設計と <u>排気ガス</u> 流量の最大処理能力が同じEGCS については、製作の	用語の統	∑ —
同等性を認める場合、1 機の EGCS に対する試験で代表することがで	同等性を認める場合、1 機の EGCS に対する試験で代表することがで		
きる。この場合、装置製作者等は生産手順の一致性を適切に管理する	きる。この場合、装置製作者等は生産手順の一致性を適切に管理する		
ことを証明する書類を提出すること。	ことを証明する書類を提出すること。		
・設計が同じだが排出ガス流量の最大処理能力が異なる複数の EGCS に	・設計が同じだが排気ガス流量の最大処理能力が異なる複数の EGCS に	用語の統	<u>:</u>
ついては、当該最大処理能力が最大値、中間値及び最小値となる EGCS	ついては、当該最大処理能力が最大値、中間値及び最小値となる EGCS		
に対する試験によって代表し、その他に対する試験を免除すること	に対する試験によって代表し、その他に対する試験を免除すること		
ができる。ただし、排出ガス流量の最大処理能力が著しく異なる場合	ができる。ただし、 <u>排気ガス</u> 流量の最大処理能力が著しく異なる場合	用語の統	Ē ─
には、性能に影響しないことが実証されること。	には、性能に影響しないことが実証されること。		
・本試験以外の運転条件の妥当性について、装置製作者等による試験	・本試験以外の運転条件の妥当性について、装置製作者等による試験		
その他の方法によって評価されていること。	その他の方法によって評価されていること。		
(4) (略)	(4) (略)		
(5) その他の試験条件(ガイドライン 6)	(5) その他の試験条件(ガイドライン 6)		
・CO2の計測には、NDIR(Non Dispersive InfraRed)原理による分析器	・CO2の計測には、NDIR(Non Dispersive InfraRed)原理による分析器		
又はこれと同等以上の分析器・分析原理、必要に応じて乾燥器等の追	又はこれと同等以上の分析器・分析原理、必要に応じて乾燥器等の追		
加の装置が用いられること。	加の装置が用いられること。		
・SO2の計測には、NDIR 又はNDUV(Non Dispersive Ultraviolet)原理	・SO2の計測には、NDIR又はNDUV(Non Dispersive Ultraviolet)原理		

による分析器又はこれと同等以上の分析器・分析原理、必要に応じて 乾燥器等の追加の装置が用いられること。

- ・排出ガス成分の計測に使用する分析器については、対象とする EGCS の船上監視手引書の記載事項に従って、原動機の放出量確認等業務 要領(平成22年6月28日国海安第57号)附属書 [1] 「別紙4排気ガ ス成分の計測に使用する分析器の仕様 中の「1.7 精度」、「1.8 ノイ ズ」、「1.9 ゼロドリフト」及び「1.10 スパンドリフト」に規定され る要件に適合するよう設置、運用、保守、整備及び校正すること。
- ・S02 及び C02 は、排出ガス管内で直接計測するか、抽出型サンプリン グ装置により計測すること。
- ・抽出型サンプリング装置については、対象とする EGCS の船上監視手 引書において指定された間隔で外気の侵入や排出ガスの漏れがない ことを確認するとともに、その初回起動時に外気の侵入がないこと を確認した結果を硫黄酸化物放出低減記録簿に記録すること。
- ・サンプリングの際、結露でSO2の減少を防ぐため、適切な温度管理を 行うこと。
- CO2 と SO2 は同じ水分含有量で比較されること(例: 乾燥又は同じ湿 度)。
- ・EGCS 内でのCO2の減少を避けるため、EGCSの入口での計測を行う場 合には、その妥当性が示されること。この場合、CO2 と SO2 の値は乾 燥した状態で比較されること。
- ・もし排出ガスが湿った状態で計測される場合、計測値を乾燥した状態 に補正するために排出ガス中の水分含有量が計測されること。乾燥 した状態のCO2の計算のための乾燥/湿り補正係数は、原動機の放出 量確認等業務要領附属書〔1〕別紙6「4. 排気ガス成分濃度の湿り濃 度への補正」に従って計算されること。
- ・排出ガス成分の計測に使用する分析器に使用するスパンガスは、SO2 と CO2 の濃度がそれぞれ最大計測可能範囲の 80%を超えるよう窒素 と混合したものとすること。CO2 に係るスパンガスは、原動機の放出 量確認等業務要領(平成 22 年 6 月 28 日国海安第 57 号)附属書 [1] 別紙5の「3. 分析器の校正に使用する校正ガス並びにゼロ及びスパ

による分析器又はこれと同等以上の分析器・分析原理、必要に応じて 乾燥器等の追加の装置が用いられること。

- ・排気ガス成分の計測に使用する分析器については、対象とする EGCS | 用語の統一 の船上監視手引書の記載事項に従って、原動機の放出量確認等業務 要領(平成22年6月28日国海安第57号)附属書 [1] 「別紙4排気ガ ス成分の計測に使用する分析器の仕様 中の「1.7 精度」、「1.8 ノイ ズ」、「1.9 ゼロドリフト」及び「1.10 スパンドリフト」に規定され る要件に適合するよう設置、運用、保守、整備及び校正すること。
- ・SO2 及びCO2 は、排出ガス管内で直接計測するか、抽出型サンプリン グ装置により計測すること。
- ・抽出型サンプリング装置については、対象とする EGCS の船上監視手 引書において指定された間隔で外気の侵入や排出ガスの漏れがない ことを確認するとともに、その初回起動時に外気の侵入がないこと を確認した結果を硫黄酸化物放出低減記録簿に記録すること。
- ・サンプリングの際、結露でSO2の減少を防ぐため、適切な温度管理を 行うこと。
- CO2 と SO2 は同じ水分含有量で比較されること(例: 乾燥又は同じ湿 度)。
- ・EGCS 内での CO2 の減少を避けるため、EGCS の入口での計測を行う場 合には、その妥当性が示されること。この場合、CO2 と SO2 の値は乾 燥した状態で比較されること。
- ・もし排出ガスが湿った状態で計測される場合、計測値を乾燥した状態 に補正するために排出ガス中の水分含有量が計測されること。乾燥 した状態のCO2の計算のための乾燥/湿り補正係数は、原動機の放出 量確認等業務要領附属書〔1〕別紙6「4. 排気ガス成分濃度の湿り濃 度への補正」に従って計算されること。
- ・排気ガス成分の計測に使用する分析器に使用するスパンガスは、S02 と CO2 の濃度がそれぞれ最大計測可能範囲の 80%を超えるよう窒素 と混合したものとすること。CO2 に係るスパンガスは、原動機の放出 量確認等業務要領(平成22年6月28日国海安第57号)附属書[1] 別紙5の「3. 分析器の校正に使用する校正ガス並びにゼロ及びスパ

ンチェックガス」の要件に準拠すること。

その他の試験条件については、必要に応じて原動機の放出量確認等業 務要領附属書〔1〕に規定される試験条件に準じること。

ンチェックガス」の要件に準拠すること。

その他の試験条件については、必要に応じて原動機の放出量確認等業 務要領附属書〔1〕に規定される試験条件に準じること。

3.2 (略)

III 事務取扱要領関係

- 1. 願い出の受付
 - ・低減量確認等願い(第1号様式)
 - (1) 「低減量確認を受けようとする硫黄酸化物放出低減装置の型式及 び数」については、各々が記載されていること。

「例」 5VDM、1 機

(2) 「硫黄酸化物放出低減装置の製造番号」については、EGCS の数と 同数の製造番号の記載がなされていること。

(略)

- 2. 受付 · 処理簿
- 受付・処理簿」(以下「低減量受付・処理簿」という。)に記載すること。
- (2) 低減量受付・処理簿の受付番号は、地方運輸局(運輸監理部、運輸支局、 海事事務所、沖縄総合事務局又は運輸事務所を含む。以下同じ。)別に 4 月1日から3月31日までの間の通し番号とし、年度が変わると、再度第 1号から始めること。1つの願い出に複数の低減量確認の願い出があった 場合、受付番号は1つとするが、1つごとに1行の枠を使用すること。
- (3) 願い出た者に、硫黄酸化物放出低減装置承認証を交付する場合は、低 | (3) 願い出た者に、硫黄酸化物放出低減装置承認証を交付する場合は、低 | 減量受付・処理簿の該当事項を記載した上で、押印、署名又は記名させる こと。
- (4) 支局等は、受付・処理簿(押印部分を除く)について、月単位で Excel │ (4) 支局等は、受付・処理簿(押印部分を除く)について、月単位で Excel │ 機証書交付等 の電子データとして集計し、本局宛に送付すること。本局等は、送付され

3.2 (略)

III 事務取扱要領関係

- 1. 願い出の受付
- ・低減量確認願い(第1号様式)
 - (1) 「低減量確認を受けようとする硫黄酸化物放出低減装置の型式及 び数」については、各々が記載されていること。

「例」 5VDM、1 機

(2) 「硫黄酸化物放出低減装置の製造番号」については、EGCSの数と 同数の製造番号の記載がなされていること。

(略)

- 2. 受付· 如理簿
- (1) 第6号様式「硫黄酸化物放出低減装置の低減量確認及び承認証の交付 (1) 第6号様式「硫黄酸化物放出低減装置の低減量確認及び承認証の交付 受付・処理簿」(以下「低減量受付・処理簿」という。)に記載すること。
 - (2) 低減量受付・処理簿の受付番号は、地方運輸局別に4月1日から3月 | 明確化。(「原 31 日までの間の通し番号とし、年度が変わると、再度第1号から始める こと。1つの願い出に複数の低減量確認の願い出があった場合、受付番号 は1つとするが、1つごとに1行の枠を使用すること。
 - 減量受付・処理簿の該当事項を記載した上で、押印、署名又は記名させる こと。
 - の電子データとして集計し、本局宛に送付すること。本局等は、送付され

誤記修正

動機の放出量 確認等業務要 領 IV 事務取 扱要領関係 2 章 放出量確 認、原動機取 扱手引書承認 及び国際大気 汚染防止原動 受付 • 処理簿

た電子データを取りまとめた上、翌月の10日までに海事局検査測度課代表アドレス宛に送付すること。 た電子データを取りまとめた上、翌月の10日までに海事局検査測表アドレス宛に送付すること。	則度課代	の記載(受付 時)」との並 び)
3. (略)		
第6号様式 第6号様式		
硫黄酸化物放出低減装置の低減量確認等及び承認証の交付受付・処理簿 硫黄酸化物放出低減装置の低減量確認等及び承認証の交付受付・処理簿	処理簿	
運輸局 運輸支局 事務所 運輸局 運輸支局	事務所	
(略) EGCS の要目 承認証交付日 EGCS 及び取扱 (略) (略) EGC 装置の要目 承認証交付日 EGC 装置及び取	(略)	用語の統一
型式 製造番号 手引書の承認 型式 製造番号 扱手引書の承		
番号		
(略)		
注:「手続きの種類」欄の記載方法	: 承認証	
再交付の場合 書:承認証書換の場合 再交付の場合 事:承認証書換の場合		
第7号様式 番号 第 号 第7号様式 番号 第	号	
Certificate No. Certificate No.		
硫黄酸化物放出低減装置承認証		
SOX EMISSION COMPLIANCE CERTIFICATE SOX EMISSION COMPLIANCE CERTIFICATE		
CERTIFICATE OF APPROVAL FOR EXHAUST GAS CLEANING SYSTEMS CERTIFICATE OF APPROVAL FOR EXHAUST GAS CLEANING SYSTEM	MS	
日本国	日本国	
JAPAN JAPAN	JAPAN	
改正された 1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 改正された 1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に	フ関ナス	
1978 年の議定書によって修正された同条約を改正する 1997 年の議定書に 1978 年の議定書によって修正された同条約を改正する 1997 年の議		
基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。	我心百(こ	
金 / C 、 P/TIEPA/D */TEPA// T TC 、		
Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended, to Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended,	ided, to	

amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto under the authority of the Government of Japan.

この証書は、下記の硫黄酸化物放出低減装置が、決議 MEPC. 340(77)によって採択された 2021 年硫黄酸化物放出低減システムガイドラインのスキーム A に含まれる仕様に従って検査等がなされたことを証明する。

This is to certify that the exhaust gas cleaning system (EGCS) listed below has been surveyed in accordance with the specifications contained under Scheme A in the 2021 Guidelines for exhaust gas cleaning systems adopted by resolution MEPC. 340(77).

この証書は下記の硫黄酸化物放出低減装置にのみ効力を有する。 This Certificate is valid only for the EGCS referred to below: amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto under the authority of the Government of Japan.

この証書は、下記の硫黄酸化物放出低減装置が、決議 MEPC. 340(77)によって採択された2021 年硫黄酸化物放出低減システムガイドラインのスキームAに含まれる仕様に従って検査等がなされたことを証明する。

This is to certify that the exhaust gas cleaning system (EGCS) listed below has been surveyed in accordance with the specifications contained under Scheme A in the 2021 Guidelines for exhaust gas cleaning systems adopted by resolution MEPC. 340(77).

この証書は下記の硫黄酸化物放出低減装置にのみ効力を有する。 This Certificate is valid only for the EGCS referred to below:

装置製	型式	製造番	この硫黄酸	化物放出低減装	スキームAの
作者等	Model	号	置は次の項	目について同等	硫黄酸化物放
System	/type	Serial	性を有する	措置として承認	出低減装置取
manufa		number	されている		扱手引書の承
cturer			This EGCS i	s certified as	認番号
			providing	following	EGCS -
			equivalency	<i>r</i> :	Technical
			硫黄分の	使用可能な燃	Manual for
			濃度基準	料油の最大硫	Scheme A
			Fuel oil	黄濃度	(ETM-A)
			sulphur	Maximum	approval
			limit	sulphur	reference
			values:	content of	
				fuel oils to	
				be used:	

装置製	型式	製造番	この航寅酸	化物放出低减装	スキームAの
作者等	Model	号	置は次の項	目について同等	硫黄酸化物放
System	/type	Serial	性を有する	措置として承認	出低減装置取
manufa		number	されている		扱手引書の承
cturer			This EGCS i	s certified as	認番号
			providing	following	EGCS -
			equivalency	<i>r</i> :	Technical
			硫黄分の	使用可能な燃	Manual for
			濃度基準	料油の最大硫	Scheme A
			Fuel oil	黄濃度	(ETM-A)
			sulphur	Maximum	approval
			limit	sulphur	reference
			values:	content of	
				fuel oils to	
				be used:	

		0. 10%	% / n/a	
		0. 50%	%	

この証書の写しは、この硫黄酸化物放出低減装置が設置された船舶に常に備え置かれること。

A copy of this Certificate should be carried on board the ship fitted with this EGCS at all times.

この証書は、同ガイドライン第4.2項及びMARPOL条約附属書VI第5規則に基づく検査が行われることを条件として、政府の権限の下に船舶に搭載された硫黄酸化物放出低減装置の耐用年数の間効力を有する。

This Certificate is valid for the life of the EGCS, subject to surveys in accordance with subsection 4.2 of the guidelines and regulation 5 of MARPOL Annex VI, installed in ships under the authority of this Government.

において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at:

(place of issue of Statement)

日付:

(発給の日)

Date:

(date of issue)

地方運輸局長運輸監理部長

地方運輸局運輸支局長

地方運輸局海事事務所長

運輸監理部海事事務所長

	0. 10%	% / n/a	
	0. 50%	%	

この証書の写しは、この硫黄酸化物放出低減装置が設置された船舶に常に備え置かれること。

A copy of this Certificate should be carried on board the ship fitted with this EGCS at all times.

この証書は、同ガイドライン第4.2項及びMARPOL条約附属書VI第5規則に基づく検査が行われることを条件として、政府の権限の下に船舶に搭載された硫黄酸化物放出低減装置の耐用年数の間効力を有する。

This Certificate is valid for the life of the EGCS, subject to surveys in accordance with subsection 4.2 of the guidelines and regulation 5 of MARPOL Annex VI, installed in ships under the authority of this Government.

において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at:

(place of issue of Statement)

日付:

(発給の日)

Date:

(印章)

(date of issue)

地方運輸局長運輸監理部長

地方運輸局運輸支局長

地方運輸局海事事務所長

(印章)

運輸監理部海事事務所長

地方運輸局	重輸支局海事事務所長	地方運輸局運輸支局海事事務所長	
沖縄総合事	务局長	沖縄総合事務局長	
運輸事務所:	艾	海運事務所長	陸運事務所と
COUNTERSIGNED:	COUNTER	RSIGNED:	の統合を反映
Principal Ship Inspector		Principal Ship Inspector	

改 正 後	現 行	備	考
1. 関係書類	1. 関係書類		
1.1~1.8 (略)	1.1~1.8 (略)		
1.9 硫黄酸化物放出低减装置取扱手引書等	1.9 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書等		
1.9.1 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書等の検査	1.9.1 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書等の検査		
(1) 検査の方法附属書 [8] の規定により、硫黄酸化物放出低減装置取扱手	(1) 検査の方法附属書 [8] の規定により、硫黄酸化物放出低減装置取扱手		
引書、船上監視手引書及び硫黄酸化物放出適合手引書が基準に適合して	引書、船上監視手引書及び硫黄酸化物放出適合手引書が基準に適合して		
いると認められる場合は、当該船舶に搭載され、各手引書に対応する <u>EGCS</u>	いると認められる場合は、当該船舶に搭載され、各手引書に対応する <u>EGC</u>	用語の紛	₹—
が検査の方法附属書〔7〕に規定される検査により技術基準に適合してい	<u>装置</u> が検査の方法附属書〔7〕に規定される検査により技術基準に適合し		
ると認められた後に、各手引書表紙(1ページ目)の余白に、船舶安全法の	ていると認められた後に、各手引書表紙(1 ページ目)の余白に、船舶安全		
「船舶検査の方法」(平成9年6月16日付海検第40号)付属書A中2.2	法の「船舶検査の方法」(平成9年6月16日付海検第40号)付属書A中		
に規定される第1号の2様式のスタンプを、次の例により赤で押印する	2.2 に規定される第1号の2様式のスタンプを、次の例により赤で押印す		
こと。	ること。		
硫黄酸化物放出低減記録簿(様式)の表紙を提出させて、手引書の表紙と	硫黄酸化物放出低減記録簿(様式)の表紙を提出させて、手引書の表紙と		
同じ記載をして返却すること(当該記録簿の基準はない)。	同じ記載をして返却すること(当該記録簿の基準はない)。		
[例] (略)	[例] (略)		
(2) • (3) (略)	(2)・(3) (略)		
1.9.2 (略)	1.9.2 (略)		
1.10~1.13 (略)	1.10~1.13 (略)		
附属書〔1〕 (略)	附属書〔1〕 (略)		
2. ~6. (略)	2. ~6. (略)		